

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 4 月 26 日現在

機関番号：14301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2020

課題番号：19K23155

研究課題名（和文）国際人権法の実現過程における国家機関間機構の役割

研究課題名（英文）The Role of Inter-State Organ Organizations in International Human Rights Law

研究代表者

高田 陽奈子（Takata, Hinako）

京都大学・法学研究科・特定助教

研究者番号：90848095

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、国際人権法の実現過程において個別の国家機関を構成員とする「国家機関間機構」が果たす役割を明らかにするため、グローバル国内人権機関連盟（GANHRI）、列国議会同盟（IPU）および欧州評議会議員総会を主な題材とし、人権条約機関およびそれら国家機関間機構による実践を包括的に検証した。そして、その検証結果を土台として、「グローバル法多元主義」という理論的枠組みのもと、人権条約機関と国家機関間機構が、グローバルな法空間における対等なアクターとして、人権保障、民主主義そして補完性という共有された価値を基盤として協働し、その結果として、人権条約の実効性・正統性に貢献していることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来の国際法学は、単一の法的実体としての「国家」を単位とした法関係のみを想定してきたため、個別の国家機関を構成員とする「国家機関間機構」については十分に研究対象としてこなかった。これに対して本研究は、「グローバル法多元主義」という理論的枠組みのもとで、国際人権法の実現過程において国家機関間機構が果たす役割や、国家機関間機構が人権条約機関と協働するメカニズムを明らかにした点で学術的意義を有する。また、そうした研究結果を踏まえて、本研究は、人権条約機関と国家機関間機構の協働のあるべき姿や国家機関間機構の構造・手続等における改善点についての具体的な提言もっており、社会的意義も有する。

研究成果の概要（英文）：To analyze the role of "inter-state organ organizations" in international human rights law, this study conducted a comprehensive examination of the practices of human rights treaty organs and the Global Alliance of National Human Rights Institutions (GANHRI), the Inter-Parliamentary Union, and the Parliamentary Assembly of the Council of Europe. Based on the findings of the comprehensive examination and by employing the theoretical lens of global legal pluralism, this study elucidated the mechanism through which human rights treaty organs and the inter-state organ organizations, as equal partners in the universal legal sphere, cooperate under the overarching values and principles of human rights protection, democracy, and subsidiarity, thereby contributing to the effectiveness and legitimacy of human rights treaties.

研究分野：国際法

キーワード：国際人権法 国家機関間機構 GANHRI 列国議会同盟（IPU） グローバル法多元主義

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

伝統的国際法は、国家間の水平的関係を規律してきたため、対外的に「国家」を代表する行政が主にその実践を担ってきた。これに対して、国際人権法は、従来は国内公法が規律してきた、国家権力と個人との垂直的関係をその規律対象とするため、その実現には、国内議会や裁判所による日常的な関与が不可欠である。すなわち、(i) 議会には、国際人権法の基準に照らした国内法の改廃および行政の監視という役割が、そして、(ii) 裁判所には、国際人権法の適用・参照という役割が求められる。また、国際的なイニシアティブのもと、今日では約 120 か国が、人権の保障・促進に特化した、立法・司法・行政いずれからも独立した国家機関としての国内人権機関 (NHRI) を設けており (日本は未設置) (iii) NHRI には、国際人権法の理念や基準を広く国内法秩序に浸透させる役割が期待されている。

しかし、国際法上の義務を負うのは、あくまで単一の法的実体としての「国家」であり、人権条約機関 (自由権規約委員会や地域的人権裁判所等) への個人申立制度や国家報告制度といった国際法上の手続は、「国家」に義務を果たさせるための、「国家」を名宛人としたメカニズムとして存在してきた。他方で、個別の国家機関に対して、上述 (i) ~ (iii) のような役割を果たすよう働きかける国際法上のメカニズムは長らく不在であった。

ところが近年、NHRI によって構成されるグローバル国内人権機関連盟 (GANHRI (旧称 ICC)) や、議会によって構成される列国議会同盟 (IPU) をはじめとする国家機関間機構が、人権条約機関等と連携することにより、そうしたメカニズムとして機能するようになってきている。

このような国家機関間機構の役割の増大にもかかわらず、そうした役割に着目する先行研究は少なく、断片的で、記述的な段階にとどまっている。こうした先行研究の不足は、国際法学が、単一の法的実体としての「国家」を単位とした法関係のみを想定してきたことに起因すると思われる。しかし、いまや、国際人権法の実現過程において国家機関間機構の果たす役割は、重要性を増し、人権条約機関等による国際法上の手続とも密接に関連しあっている。このことを踏まえれば、そうした役割を、単純に国際法外の現象として捨象するのではなく、むしろ、従来の「国家」を単位とする国際法理論に対して修正を迫り、その新たな側面を照らし出すものとして捉え直すことができるのではないか。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、国際人権法の実現過程において、人権条約機関との関係で、国家機関間機構が果たす役割について包括的に検証したうえで、その検証結果を土台として、国家機関間機構の役割を国際法上適切に位置づけ、統一的・整合的に説明することを可能にするための理論的枠組みを探究することである。

## 3. 研究の方法

まず、各国家機関間機構が、人権条約機関との関係で、国際人権法の実現にいかなる役割を果たしているかを実証的に分析した。分析対象は、国家機関間機構としては、GANHRI、IPU および欧州評議会議員総会を主要な対象とし、人権条約機関としては、国連の各人権条約機関 (とくに自由権規約委員会) 欧州人権裁判所および米州人権委員会・裁判所を対象とした。資料収集にあたっては、非公開の情報や実務上の慣行について、現地ヒアリング調査を行う予定であったが、2019 年度は妊娠・出産の影響、2020 年度は COVID-19 の影響で、そうした調査を実施することができなかった。このため、資料については、それぞれの国家機関間機構、人権条約機関および国連のウェブページで公開される年次報告書や議事録等に頼る以外になかったという点で、一定の制約があった。

そのような実証的分析と並行して、国家機関間機構の役割を国際法的な視点から適切にとらえるための理論的枠組みを探究した。その際には、前提的作業として、従来の国際法学 (の主流派) が「国家」を単一の法的実体として扱ってきたことの理論的背景について、「国家主権」「国際法主体性」といった諸概念を手がかりに整理した。そのうえで、グローバル立憲主義やグローバル行政法理論等、従来の国際法学とは異なる方法でグローバルな秩序を把握する諸理論を検討した。A.M. Slaughter の「国家の解体」理論 (Slaughter, *A New World Order* (2005)) のような、国際関係学の議論も検討の対象とした。

## 4. 研究成果

第 1 に、本研究は、国家機関間機構が、人権条約の実現のために有用な「国家機関間規範」(個別の国家機関を主体とする規範) を生成する、あるいはその内容を発展させるためのフォーラムとなり、また国家機関にそれを遵守させるためのアカウンタビリティ・メカニズムとしての役割を果たしていること、そしてそれらの活動の際には、人権条約機関と密に連携を取り合っていることを明らかにした。以下では、最もまとまった研究成果が得られた、GANHRI を例に説明する。

NHRI についての国家機関間規範である「国内機関の地位に関するパリ原則」(以下「パリ原

則」)は1991年の国際ワークショップにおいて、当時存在した各国のNHRIを中心として作成された文書であり、NHRIの構造や権限、活動内容について規律するものである。その内容には、NHRIの構造において独立性や多元性を確保すべきことや、NHRIが人権条約の履行確保に貢献すべきこと、NHRIが、国が人権条約機関等に提出する報告書に貢献し意見を表明すべきことなどが含まれている。パリ原則は、その解釈・適用に関する規定を設けていないが、GANHRIは、事実上、同原則の解釈・適用を行う権限を独占している。というのも、GANHRI理事会の下部機関たる認証小委員会(SCA)が、パリ原則に基づくNHRIの認証を担当しており、各国のNHRIが、その認証結果を有権的なものとして受け入れてきたためである。パリ原則を遵守しているNHRIにはA資格、部分的遵守のNHRIにはB資格、不遵守のNHRIにはC資格が付与される。SCAは、パリ原則の解釈・適用に関する「一般的所見」を作成し、認証の審査基準として用いてきた。「一般的所見」の内容は年々更新されており、これに伴って、パリ原則は、「生きた文書」として、社会の変化に伴い発展している。「一般的所見」1.4「国際人権システムとのインタラクション」は、パリ原則の解釈として、NHRIの責務には次のものが含まれるとする。すなわち、政府が提出する国家報告書とは独立の報告書を提出し、国家報告書において十分に扱われていない問題について人権条約機関に注目を促すこと。国家報告書の審査に、政府代表としてではなく、独立の資格で参加すべきこと。また、人権条約機関による勧告の履行状況を監視し、履行を促進すること、である。近年、SCAは、それらの基準を、認証手続における重要な審査基準として用いており、各国のNHRIは、A資格を得られるように・剥奪されないように、そうした基準を遵守するための努力を行っている。この意味で、GANHRIは、SCAによる認証手続を通じて、各国のNHRIが人権条約の実現に貢献することを促進している。そして、それに呼応する形で、人権条約機関も、国家報告制度において、NHRIに対し、GANHRIによる認証を受けるために必要な措置をとることを勧告したり、SCAによってA資格を付与されたNHRIのみに国家報告制度への参加を許可する方向性を打ち出したりするなど、GANHRIと人権条約機関との間の協働は深化している。こうした協働は、人権条約が国内法秩序でよりよく実施され、また、人権条約機関の判決・勧告が当該国内社会の様々な背景を適切に踏まえたものとなることを促進するものであり、その意味で、人権条約の実効性および正統性の向上に貢献している。

第2に、本研究は、国家機関間機構が人権条約の実現のために果たす役割を適切に把握するための理論的枠組みとして、「グローバル法多元主義」理論を採用した。「グローバル法多元主義」理論は、法を、社会的事実の観察を通じて広く定義し、それによって、何が法であるべきかという「解決困難で、ほぼ無益な議論」から法学者を解放する(P. Berman, “Can Global Legal Pluralism Be Both ‘Global’ and ‘Pluralist’?” *Duke J Comp & Intl L*, Vol. 29 (2019), p. 382)。そして、グローバルな領域において、「規範的な諸秩序——国内的な、または国際的な、公式の、または非公式の、そして公的な、または私的な——の相互作用」が生じているとし、公式の国際法を、そうした相互作用の1要素にすぎないものとして相対化したうえで、そうした多元的な秩序間の相互作用のメカニズムに目を向けるものである(N. Krisch, “Pluralism,” in d’Aspremont & Singh (eds.), *Concepts for International Law* (2019), p. 700)。本研究は、このような理論的枠組みのもと、国家機関間機構と人権条約機関は、それぞれ、国家機関間規範と国際法という、異なる法秩序に属する規範を適用しているものの、人権保障、民主主義および補完性という共有された価値に基づいて協働している、ということを明らかにした。そのうえで、そのような研究結果に基づき、人権条約機関と国家機関間機構との協働のあるべき姿や国家機関間機構の構造・手続等における改善点について提言を行った。

これらの研究成果の一部は、高田陽奈子「人権条約における個別の国家機関の位置づけ——単一の国際法的実体としての『国家』の解体」(1)～(6・完)法学論叢188巻2号(2020年)～(掲載中)【査読有】およびHinako Takata, “NHRIs as Autonomous Human Rights Treaty Actors: Normative Analysis of the Increasing Roles of NHRIs in UN Human Rights Treaties,” *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, Vol. 24 (forthcoming)【peer-reviewed】に掲載されることが決定している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Hinako TAKATA	4. 巻 62
2. 論文標題 〔判例翻訳〕 Judicial Decisions in Japan: X v. the State of Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 pp. 433-440
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hinako TAKATA	4. 巻 24
2. 論文標題 NHRIs as Autonomous Human Rights Treaty Actors: Normative Analysis of the Increasing Roles of NHRIs in UN Human Rights Treaties	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Max Planck Yearbook of United Nations Law	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高田陽奈子	4. 巻 188 (2)
2. 論文標題 人権条約における個別の国家機関の位置づけ 単一の国際法的実体としての「国家」の解体 (1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高田陽奈子	4. 巻 188 (3)
2. 論文標題 人権条約における個別の国家機関の位置づけ 単一の国際法的実体としての「国家」の解体 (2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高田陽奈子	4. 巻 創刊号
2. 論文標題 人権裁判所判決の不履行確認 イルガル・ママドフ判決（不履行確認訴訟）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人権判例報	6. 最初と最後の頁 99-107
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hinako TAKATA	4. 巻 63
2. 論文標題 〔判例翻訳〕Judicial Decisions in Japan: Tokyo District Court, Judgment, September 17, 2019	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 353-357
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件／うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Hinako TAKATA
2. 発表標題 A New Theoretical Framework for Human Rights Treaties: Domestic Organs as Actors of Human Rights Treaties
3. 学会等名 Kyoto-NCCU Joint Seminar in International Law (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高田陽奈子
2. 発表標題 国内人権機関に関する「パリ原則」の（法的）性質 国際法（学）における「国家機関間規範」の位置づけ
3. 学会等名 京都国際法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 高田陽奈子
2. 発表標題 「二層の枠づけられた熟議民主主義」理論による、人権条約の運用メカニズムの再構築 人権条約における議会内人権委員会の役割を中心に
3. 学会等名 京都国際法研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------